

未収金目標及び具体取組内容調査

所属	港湾局	担当	計画整備部海務課(埠頭)	債権整理番号(3ケタ)	001	債権区分	強制徴収公債権(強制公)	債権名	荷さばき地使用料(滞延金含む)
----	-----	----	--------------	-------------	-----	------	--------------	-----	-----------------

1. 令和元年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標(=前年度までは「努力目標」)… 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの
(例)令和元年度修正目標=令和元年度当初に、平成30年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和元年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	—	合計(過年度+現年度)	B1
-----	----	-----	---	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みを予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「—」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア =前年度ケ	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ウ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'+ウ'	ク' =カ'+ウ'	ケ' =ウ'- (エ'+オ')	キ'' =(エ+エ') ÷(ウ+ウ')	ク'' =(カ+カ') ÷(ア+ウ')	ケ'' =ケ+ケ'
A 平29 実績	37	▲569	606	491		▲78	81.0%	-210.8%	115	121,544	121,544		121,544	100.0%	100.0%	0	99.9%	99.9%	115
B 平30 実績	115	0	115	0		0	0.0%	0.0%	115	122,265	121,647		121,647	99.5%	99.5%	618	99.4%	99.4%	733
C 令元 修正目標	733	0	733	733		733	100.0%	100.0%	0				0	—	—	0	100.0%	100.0%	0
D 令元 実績	733	0	733	488		488	66.6%	66.6%	245	116,930	116,928		116,928	100.0%	100.0%	2	99.8%	99.8%	247
E 令2 当初目標	0	0	0	0		0	—	—	0				0	—	—	0	—	—	0
F 令2 修正目標	247	0	247	247		247	100.0%	100.0%	0	2	2		2	100.0%	100.0%	0	100.0%	100.0%	0
G 令3 当初目標		0				0	—	—	0				0	—	—	0	—	—	0

3. 令和元年度決算見込における未収金実績の状況(区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権						合計		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮		⑯	
	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】差押手続中のもの又は交換手続中のもの又は交換予定のもの	【強制公】差押え後、交換手続中のもの又は交換予定のもの	【非・私】債務名義取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残る、回収見込みのないもの	所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理 人から債務整理の委任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産 免責決定を受けたもの	【強制公】法に基づく滞納 処分の停止の 決議を行っているもの	【非・私】法に基づく徴収 停止の決議を行っているもの	【非・私】債務者が生活 困窮中だが、債 権の特性上、停 止の決議を行え ないもの	消滅時効期間 が経過している もの	残高の合計 = 上記2のD (令元実績) のケ及びケ' ※ 残高の数字の 一致を確認の上、提出。ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。(その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)
過年度	未収債権の件数		1						1	2							0	2
	未収金残高		45					200	245								0	245
現年度	未収債権の件数	1								1							0	1
	未収金残高	2							2								0	2

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ → 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬)) → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

令和元年度 決算見込に おける 債務者数	2	人	令和元年度決算見込における 未収債権の件数(過年度+現年度)	3
			令和元年度決算見込における 未収金残高(過年度+現年度)	247

4. 令和元年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・滞納者との継続的接触を図り、納付状況及び経営状況の早期把握に努め、計画的納入につなげる。	・早期並びに継続的接触を図り、未収金の発生を防ぐよう努める。 ・本市徴収事務マニュアルに基づき、納期限より1か月を過ぎたものについては督促状を送付し、納付を促す。 ・督促状発送後も納付のないものについては、各債務者の状況を考慮し、継続的に納付交渉を行う。 ・一括での支払が難しいものについては、1年以内を目処に分納を認め、徴収を行う。
取組実績	・分納中の債務者については、支払い状況を随時確認し電話等で事情を聴取するなど債権管理を継続した。 ・差押可能な資産を把握すべく、債務者の財産調査を実施した。 ・破産者の未収金については、名義変更の機会をとらえ回収した。	・早期並びに継続的接触を図り、未収金の発生を防ぐよう努め、納期限より1か月を過ぎたものについては本市徴収事務マニュアルに基づき督促状を送付し、納付を促している。 ・督促状発送後も納付のないものについては、各債務者の状況を考慮し、継続的に納付交渉をおこない未収金の発生に努めている。
課題	・滞納者への継続的接触、計画的納入	・未収金発生防止の継続
改善策	・継続的接触を強化し、常に経営状況を把握することで、計画的納入に繋がるように努める。 ・接触が図れない滞納者については、接触できるよう訪問等を続けると共に強制徴収にかかる調査(会社名義の車両等資産調査、金融機関調査・課税所得調査〔再調査〕等)を行い、支払交渉に応じない場合は、法的手続きを行う。	・早期並びに継続的接触の強化 ・本市徴収事務マニュアルに基づく督促状送付の継続 ・督促状発送後も納付のないものについて、電話連絡、事務所への呼び出し、訪問等継続的な納付交渉の強化

5. 令和2年度の取組内容 … 「1. 令和元年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和元年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	・今後も滞納者について継続的接触を図り、計画とおりの納付と早期完納に向け、引き続き交渉を行う。 ・期限内に納入しない場合は、電話、事務所等に呼び出し等で催促する。この間、経営不振等で支払が難しい場合は1年以内を目処に分納を認める。 ・督促状送付後も納付のないものについては、各債務者の状況を考慮し、継続的に納付交渉を行う。 ・接触が図れない滞納者については、接触できるよう訪問等を続けるとともに強制徴収にかかる調査を行い、支払交渉に応じない場合は、法的手続きを行う。	・早期並びに継続的接触を図り、未収金の発生を防ぐよう努める。 ・本市徴収事務マニュアルに基づき、納期限より1か月を過ぎたものについては督促状を送付し、納付を促す。 ・督促状発送後も納付のないものについては、各債務者の状況を考慮し、継続的に納付交渉を行う。 ・一括での支払が難しいものについては、1年以内を目処に分納を認め、徴収を行う。

未収金目標及び具体取組内容調査

所属	港湾局	担当	計画整備部海務課(埠頭)	債権整理番号(3ケタ)	002	債権区分	私債権	債権名	不当利得返還金(荷さばき地使用料相当)
----	-----	----	--------------	-------------	-----	------	-----	-----	---------------------

1. 令和元年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標(=前年度までは「努力目標」)… 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの
(例)令和元年度修正目標=令和元年度当初に、平成30年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和元年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	—	合計(過年度+現年度)	B1
-----	----	-----	---	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「—」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア =前年度ケ	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ウ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'+ウ'	ク' =カ'+ウ'	ケ' =ウ'- (エ'+オ')	キ'' =(エ+エ') ÷(ウ+ウ')	ク'' =(カ+カ') ÷(ア+ウ')	ケ'' =ケ+ケ'
A 平29 実績	0	▲ 2.665	2.665	0		▲ 2.665	0.0%	—	2.665				0	—	—	0	0.0%	—	2.665
B 平30 実績	2.665	0	2.665	0		0	0.0%	0.0%	2.665				0	—	—	0	0.0%	0.0%	2.665
C 令元 修正目標	2.665	0	2.665	2.665		2.665	100.0%	100.0%	0				0	—	—	0	100.0%	100.0%	0
D 令元 実績	2.665	0	2.665	0		0	0.0%	0.0%	2.665				0	—	—	0	0.0%	0.0%	2.665
E 令2 当初目標	0	0	0	0		0	—	—	0				0	—	—	0	—	—	0
F 令2 修正目標	2.665	0	2.665	2.665		2.665	100.0%	100.0%	0				0	—	—	0	100.0%	100.0%	0
G 令3 当初目標	0	0	0			0	—	—	0				0	—	—	0	—	—	0

3. 令和元年度決算見込における未収金実績の状況(区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権						合計		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮		⑯	
	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のも	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のも	【強制公】差押手段中のも 又は 交換予定のもの 【非・私】債務名義取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	【強制公】差押え後、交換手段中又は交換予定のもの 【非・私】債務名義取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納契約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納契約により、分割納付中だが、回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納契約を行ったが、未収金が残る、回収見込みがないもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納契約を行ったが、未収金が残る、回収見込みがないもの	【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が残る、回収見込みがないもの 【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等 又は 相続人調査後なお相続人未確定 若しくは 相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	残高の合計 = 上記2のD(令元実績)のケ及びケ' ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。(その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)	
過年度	未収債権の件数			1						1							0	1
過年度	未収金残高		2.665							2.665							0	2.665
現年度	未収債権の件数									0							0	0
現年度	未収金残高									0							0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ → 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬)) → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

令和元年度 決算見込に おける 債務者数	1	人
令和元年度決算見込における未収債権の件数(過年度+現年度)	1	
令和元年度決算見込における未収金残高(過年度+現年度)	2.665	
令和元年度決算見込における未収金残高(過年度+現年度)	2.665	

4. 令和元年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・滞納者との継続的接触を図り、納付状況及び経営状況の早期把握に努め、計画的納入につなげる。	—
取組実績	・確認書で定める支払計画通りの支払が滞っているものについて、早期並びに継続的接触を図ったが、計画通りの徴収を行うことはできなかった。 当該滞納者は強制徴収公債権も滞納しているため、市税滞納調査や金融機関等への照会の手続きを進めている。	—
課題	・計画通りの支払の履行を行うよう、継続的接触を図ったものの、経営不振等により計画通りの未収金回収まで至っていない。	—
改善策	・滞納者との継続的接触を強化し、逐次状況を把握することで計画的納入に繋がるように努める。	—

5. 令和2年度の取組内容 … 「1. 令和元年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和元年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	・当該滞納者については、別債権(強制徴収公債権)も滞納しており、接触できるよう訪問等を続けるとともに、強制徴収にかかる調査を行い、支払交渉に応じない場合は、法的手続きを行う。	—

未収金目標及び具体取組内容調査

所属	港湾局	担当	計画整備部海務課(海務)	債権整理番号(3ケタ)	003	債権区分	強制徴収公債権(強制公)	債権名	入港料(海務課)
----	-----	----	--------------	-------------	-----	------	--------------	-----	----------

1. 令和元年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標(=前年度までは「努力目標」)… 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの
(例)令和元年度修正目標=令和元年度当初に、平成30年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和元年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度+現年度)	B1
-----	----	-----	---	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「-」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア =前年度ケ	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ウ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'+ウ'	ク' =カ'+ウ'	ケ' =ウ'- (エ'+オ')	キ'' =(エ+エ') ÷(ウ+ウ')	ク'' =(カ+カ') ÷(ア+ウ')	ケ'' =ケ+ケ'
A 平29 実績	738	1	737	0	0	1	0.0%	0.1%	737	149,668	149,668	0	149,668	100.0%	100.0%	0	99.5%	99.5%	737
B 平30 実績	737	0	737	0	0	0	0.0%	0.0%	737	153,130	153,130	0	153,130	100.0%	100.0%	0	99.5%	99.5%	737
C 令元 修正目標	737	0	737	737	0	737	100.0%	100.0%	0	150,000	150,000	0	150,000	100.0%	100.0%	0	100.0%	100.0%	0
D 令元 実績	737	▲1	738	0	0	▲1	0.0%	-0.1%	738	148,327	148,327	0	148,327	100.0%	100.0%	0	99.5%	99.5%	738
E 令2 当初目標	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	0	-	-	0
F 令2 修正目標	738	0	738	738	0	738	100.0%	100.0%	0	154,909	154,909	0	154,909	100.0%	100.0%	0	100.0%	100.0%	0
G 令3 当初目標	0	0	0	0	0	0	-	-	0	150,000	150,000	0	150,000	100.0%	100.0%	0	100.0%	100.0%	0

3. 令和元年度決算見込における未収金実績の状況(区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権						合計				
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮		⑯			
	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のも	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のも	【強制公】差押手続中のもの又は交換手続中のもの又は交換予定のもの	【強制公】差押え後、交換手続中のもの又は交換予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納契約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納契約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力が、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納契約を行ったが、未収金が残る、回収見込みがないもの	【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残る、回収見込みがないもの	所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	消滅時効期間が経過しているもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	残高の合計 = 上記2のD (令元実績) のケ及びケ' ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。(その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)
過年度	未収債権の件数									0		1					1			1
過年度	未収金残高									0		738					738			738
現年度	未収債権の件数									0							0			0
現年度	未収金残高									0							0			0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ → 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬)) → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

令和元年度 決算見込に おける 債務者数	1
-------------------------------	---

令和元年度決算見込における 未収債権の件数(過年度+現年度)	1
令和元年度決算見込における 未収金残高(過年度+現年度) = 上記2のD(令元実績)のケ	738

4. 令和元年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・債務者の財産整理完了を待ち、速やかに債権回収または不納欠損処理を検討する。	・大阪港の利用者に対し、遅滞なく入港料の納付書を送付し徴収に努めている。
取組実績	・債務者の財産整理状況確認(未完了)。 ・債権回収アドバイザーへの相談。	・大阪港の利用者に対し、遅滞なく入港料の納付書を送付し徴収に努めている。 ・納入期限後に未納となっている入港料の納入義務者に対して納付状況の確認を行っている。
課題	・債務者及び債務者の破産管財人が海外在住であることから連絡が取りにくい。	・特になし。
改善策	・他の債権者(阪神港の港湾運営会社)と連携し、状況把握に努める。	—

5. 令和2年度の取組内容 … 「1. 令和元年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和元年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	・他の債権者(阪神港の港湾運営会社)と連携し、債務者の財産整理状況を把握するとともに、財産整理完了後は速やかに債権回収または不納欠損処理を検討する。	・大阪港の利用者に対して遅滞なく入港料の納付書を送付し、徴収に努める。 また、納入期限後未納となっている入港料の納入義務者に対し事務処理状況を随時確認する。

4. 令和元年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き相手方との接触を試み、債務整理に向けた交渉を行っていく。 債務名義を取得した債権については、差押え可能な財産があればすみやかに差押を実行する。 回収見込みのない債権については、整理に向けた検討も行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 各使用者の納付状況(経営状況)の早期把握に努め、分納誓約により過年度未収入金から徴収しているものを除いて、新たな未収金が発生しないようにする。 納入管理を適切に行い、滞納者の把握から督促等の手続きを迅速に行う。 主債務者からの弁済がない場合には、早期に連帯債務者への督促を行い、滞納額を最小限に抑える。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 分納中の債務者については、支払い状況を随時確認し電話等で事情を聴取するなど債権管理を継続した。 差押可能な資産を把握すべく、債務者の財産調査を実施した。 破産者の未収金については、名義変更の機会をとらえ回収した。 長年にわたり解決が困難であった事案について近年積極的に取り組んでおり、引き続き財産調査や差押えを通して、債権回収に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 債務者に対して電話等により事情を聴取、督促を行うなど債権管理と回収に努めた。 分納中の債務者については、支払い状況を随時確認し電話等で事情を聴取するなど債権管理を継続した。 相手方と接触、債権回収に向けた交渉を行っていく。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 財産調査に非協力的な債務者から債権回収を行うのが困難である。 財産調査及び債務者からの聴き取りにより、債務者が無資力に近い状態であることが分かっているが、相手方の生活状況により継続的な納付交渉が困難なケースがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 財産調査及び債務者からの聴き取りにより、債務者が無資力に近い状態であることが分かっているが、相手方の生活状況により継続的な納付交渉が困難なケースがある。
改善策	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き相手方との接触を試み、債権回収に向けた交渉を行っていく。 改正された民事執行法に基づく、第三者からの情報開示を活用することで、これまで発見できなかった財産を見つけ、債権回収を行っていく。 回収見込みのない債権については、整理に向けた検討も行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き相手方との接触を試み、債権回収に向けた交渉を行っていく。

5. 令和2年度の取組内容 … 「1. 令和元年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和元年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き相手方との接触を試み、債権回収に向けた交渉を行っていく。 改正された財産開示制度を活用し、これまで発見できなかった債権を発見する。 債務名義を取得した債権については、差押え可能な財産があればすみやかに差押を実行する。 回収見込みのない債権については、整理に向けた検討も行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 各使用者の納付状況(経営状況)の早期把握に努め、分納誓約により過年度未収入金から徴収しているものを除いて、新たな未収金が発生しないようにする。 納入管理を適切に行い、滞納者の把握から督促等の手続きを迅速に行う。 主債務者からの弁済がない場合には、早期に連帯債務者への督促を行い、滞納額を最小限に抑える。

(参考) 平成30年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位 位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	18.4%	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	99.9%	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度+現年度)徴収率	97.2%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

4. 令和元年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き相手方との接触を試み、債務整理に向けた交渉を行っていく。 債務名義を取得した債権については、差押え可能な財産があればすみやかに差押を実行する。 回収見込みのない債権については、整理に向けた検討も行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな未納債権を発生させないようにする。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 分納中の債務者については、支払い状況を随時確認し電話等で事情を聴取するなど債権管理を継続した。 差押可能な資産を把握すべく債務者の財産調査を実施した。 破産者の未収金については、名義変更の機会をえらえ回収した。 相手方と接触、債権回収に向けた交渉を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 過去に債務名義取得済案件について、確定した資料相当損害金及び代替執行費用の調定を行ったため、未収金は増加。これらについては不動産競売等により債権回収を行う予定である。 分納中の債務者については、支払い状況を随時確認し電話等で事情を聴取するなど債権管理を継続した。 相手方との接触を行い、債権回収に向けた交渉を行った。 徴収停止済債務者について、整理手続きの一環で居所が判明したことにより、徴収停止要件を満たさなくなったため、徴収再開に向けて交渉を開始した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 債務名義を取得した案件について、財産調査及び債務者からの聴き取りにより、債務者が無資力に近い状態であることが分かっているが、相手方の生活状況により継続的な納付交渉が困難なケースがある。 財産調査及び債務者からの聴き取りにより、債務者が無資力に近い状態であることが分かっているが、相手方の生活状況により継続的な納付交渉が困難なケースがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 財産調査及び債務者からの聴き取りにより、債務者が無資力に近い状態であることが分かっているが、相手方の生活状況により継続的な納付交渉が困難なケースがある。
改善策	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き相手方との接触を試み、債権回収に向けた交渉を行っていく。 財産開示制度を活用し、債務者に差押え可能な財産がないか確認する。 回収見込みのない債権については、整理に向けた検討も行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き相手方との接触を試み、債権回収に向けた交渉を行っていく。 財産開示制度を活用し、債務者に差押え可能な財産がないか確認する。 債務名義を取得した債権について、差押え可能な財産があればすみやかに差押を実行する。

5. 令和2年度の取組内容 … 「1. 令和元年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和元年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き相手方との接触を試み、債権回収に向けた交渉を行っていく。 改正された財産開示制度を活用し、債務者に差押え可能な財産がないか確認する。 回収見込みのない債権については、整理に向けた検討も行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 費用確定により発生するものを除き新たな未収金が発生しないように努める。 納入管理を適切に行い、滞納者の把握から督促等の手続きを迅速に行う。 改正された財産開示制度を積極的に活用し、債務者に差押え可能な財産がないか確認する。

(参考) 平成30年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位 位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	2.5%	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	5.3%	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度+現年度)徴収率	3.5%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調査

所属	港湾局	担当	営業推進室販売促進課	債権整理番号(3ケタ)	009	債権区分	私債権	債権名	賃料相当損害金
----	-----	----	------------	-------------	-----	------	-----	-----	---------

1. 令和元年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標(=前年度までは「努力目標」)… 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの
(例)令和元年度修正目標=令和元年度当初に、平成30年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和元年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	—	合計(過年度+現年度)	A
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「—」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア =前年度ケ	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ウ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'+ウ'	ク' =カ'+ウ'	ケ' =ウ'- (エ'+オ')	キ'' =(エ+エ') ÷(ウ+ウ')	ク'' =(カ+カ') ÷(ア+ウ')	ケ'' =ケ+ケ'
A 平29 実績	11,669	0	11,669	0	0	0	0.0%	0.0%	11,669	1,915,588	1,915,588	0	1,915,588	100.0%	100.0%	0	99.4%	99.4%	11,669
B 平30 実績	11,669	0	11,669	0	0	0	0.0%	0.0%	11,669	0	0	0	0	—	—	0	0.0%	0.0%	11,669
C 令和 修正目標	11,669	0	11,669	0	0	0	0.0%	0.0%	11,669	0	0	0	0	—	—	0	0.0%	0.0%	11,669
D 令和 実績	11,669	0	11,669	0	0	0	0.0%	0.0%	11,669	0	0	0	0	—	—	0	0.0%	0.0%	11,669
E 令和 当初目標	11,669	0	11,669	0	0	0	0.0%	0.0%	11,669	0	0	0	0	—	—	0	0.0%	0.0%	11,669
F 令和 修正目標	11,669	0	11,669	0	0	0	0.0%	0.0%	11,669	0	0	0	0	—	—	0	0.0%	0.0%	11,669
G 令和 当初目標	11,669	0	11,669	0	0	0	0.0%	0.0%	11,669	0	0	0	0	—	—	0	0.0%	0.0%	11,669

3. 令和元年度決算見込における未収金実績の状況(区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権						合計		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮		⑯	
	滞納発生直後の もの (督促状未送付 のもの)	督促状送付後、 各種催告中 又は 納付交渉中のも の	督促状送付後、 各種処分に向 けて、財産調査 中 又は 行方不明等で 所在など調査中 又は 個人債務者が 死亡したため、 相続人調査中 のもの	【強制公】 差押手中のも の 又は 交付要求中のも の 【非・私】 債務名義取得 のため法的手 続中のもの	【強制公】 差押え後、 換の手続中 の 又は 換予定のもの の 【非・私】 債務名義の取 得後、 強制執行中 又は 強制執行予定 のもの	換債猶予等又 は履行延期の 特約等又は分 割納付中であ り、 現在の分割納 付額で、10年 以内の完納見 込があるもの	換債猶予等又 は履行延期の 特約等又は分 割納付中であ り、 現在の分割納 付額では、完 納まで10年以 上要するもの	換債猶予等又 は履行延期の 特約等又は分 割納付中であ り、 納付を猶予 (期限延長)し ているもの	換債猶予等又 は履行延期の 特約等又は分 割納付の履行 が滞り、 再度、納付交渉 中のもの	【強制公】 差押えを行った が、換債見込の ないもの 又は 換債済だが、未 収金が残り、回 収見込みがない もの 【非・私】 債務名義を取 得したが、債務 者の財産少額 により、強制執 行見込のないもの	所在など調査後 なお行方不明 等 又は 相続人調査後 なお相続人未 確定 若しくは 相続人不存在 確定だが、 停止の判断に 至れていないもの	債務者の代理 人から債務整理 の委任通知が 届いているもの 又は 債務者が破産 手続中のもの	債務者が破産 免責決定を受け たもの	【強制公】 法に基づく滞納 処分の停止の 決議を行っている もの 【非・私】 法に基づく徴収 停止の決議を 行っているもの	【強制公】 債務者が生活 困窮中だが、債 権の特性上、停 止の決議を行え ないもの 【非・私】 債務者が無資 力だが、納付交 渉に応じず、履 行延期の特約 等を行えないもの	消滅時効期間 が経過している もの	残高の合計 = 上記2のD (令和実績) のケ及びケ' ※ 残高の数字の 一致を確認の 上、提出。 ただし四捨五入 に伴う不一致の 場合は除く。 (その場合は、 不一致となった 合計欄のセルを 黄色く塗りつぶ して提出)	
過年度										0					1		1	1
未収金 残高										0					11,669		11,669	11,669
現年度										0							0	0
未収金 残高										0							0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務者が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ → 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬)) → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

令和元年度 決算見込に おける 債務者数	1	人
令和元年度決算見込における 未収債権の件数(過年度+現年度)	1	
令和元年度決算見込における 未収金残高(過年度+現年度) = 上記2のD(令和実績)のケ'	11,669	

4. 令和元年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	財産調査結果を踏まえた今後の対応について、市債権回収対策室や弁護士の見解を踏まえ、法的手続きに基づいた未収債権の整理に努めていく。	—
取組実績	平成31年4月に、財産調査の結果やこれまでの経過等を踏まえ、今後の対応について市債権回収対策室に相談したところ、「徴収停止の要件を満たしていると考え。」との回答を得た。また、令和元年6月に法律相談を実施したところ、弁護士から「本件を徴収停止することについては適法かつ妥当である」との意見を得た。これらのことから、地方自治法施行令171条の5第1項に基づき、徴収停止を朽木した。	—
課題	—	—
改善策	—	—

5. 令和2年度の取組内容 … 「1. 令和元年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和元年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	定期的に(年1回程度)法人の状況を確認することとし、消滅時効期間の経過後は、債権放棄を行う。	—

未収金目標及び具体取組内容調査

所属	港湾局	担当	営業推進室開発調整課	債権整理番号(3ケタ)	010	債権区分	私債権	債権名	雑収益(開発調整課所管分)
----	-----	----	------------	-------------	-----	------	-----	-----	---------------

1. 令和元年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標(=前年度までは「努力目標」)… 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの
 (例)令和元年度修正目標=令和元年度当初に、平成30年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和元年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	—	合計(過年度+現年度)	B1
-----	----	-----	---	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「—」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア =前年度ケ	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ウ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'+ウ'	ク' =カ'+ウ'	ケ' =ウ'- (エ'+オ')	キ'' =(エ+エ') ÷(ウ+ウ')	ク'' =(カ+カ') ÷(ア+ウ')	ケ'' =ケ+ケ'
A 平29実績	94	3	91	0	0	3	0.0%	3.2%	91	120	0	0	0	0.0%	0.0%	120	0.0%	1.4%	211
B 平30実績	211	0	211	0	0	0	0.0%	0.0%	211	0	0	0	0	—	—	0	0.0%	0.0%	211
C 令元修正目標	211	0	211	211	0	211	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	—	—	0	100.0%	100.0%	0
D 令元実績	211	0	211	0	0	0	0.0%	0.0%	211	0	0	0	0	—	—	0	0.0%	0.0%	211
E 令2当初目標	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	—	—	0	—	—	0
F 令2修正目標	211	0	211	211	0	211	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	—	—	0	100.0%	100.0%	0
G 令3当初目標	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	—	—	0	—	—	0

3. 令和元年度決算見込における未収金実績の状況(区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権						合計						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮		⑯					
	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】差押手段中のもの又は交換手続中のもの又は交換予定のもの	【強制公】差押え後、交換手続中のもの又は交換予定のもの	交換猶予等又は履行延期の特約等又は分納契約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	交換猶予等又は履行延期の特約等又は分納契約により、分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納(期限延長)しているもの	交換猶予等又は履行延期の特約等又は分納契約により、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	交換猶予等又は履行延期の特約等又は分納契約を行っていないもの	【強制公】差押えを行ったが、交換見込のないもの又は交換済だが、未収金が残る、回収見込みがないもの	所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	消滅時効期間が経過しているもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	残高の合計 = 上記2のD(令元実績)のケ及びケ' ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。(その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)		
過年度	未収債権の件数								2	2										0	2	
過年度	未収金残高								211	211											0	211
現年度	未収債権の件数									0											0	0
現年度	未収金残高									0											0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ → 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬)) → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

令和元年度決算見込における債務者数	2
令和元年度決算見込における未収金残高(過年度+現年度)	211

4. 令和元年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	債務者へ督促状を送付するとともに、訪問・架電を行い、納付を促す。	—
取組実績	債務者へ督促状を送付するとともに、訪問・架電を行った結果、両者より分割納付の意向を聞き取った。そのうち1名については分割納付の毎月の納付額が決定し、令和2年4月より分割納付を開始することとなった。	—
課題	債務者2名のうち1名については、分割納付の毎月の納付額が決定し、令和2年度中に全額回収できる見込みであるが、もう1名については分割納付の毎月の納付希望額が少額であるため、全額納付までに長い期間を要することとなる。	—
改善策	分割納付希望額が少額の債務者については、再度訪問のうえ納付相談を行い、なるべく短期間で全額回収を目指す。	—

5. 令和2年度の取組内容 … 「1. 令和元年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和元年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	分割納付を開始した債務者については、遅滞のないよう必要に応じて架電による督促等を行う。また、分割納付希望額が少額の債務者については、再度訪問のうえ納付相談を行い、なるべく短期間で全額回収を目指す。	—

未収金目標及び具体取組内容調査

所属	港湾局	担当	営業推進室販売促進課	債権整理番号(3ケタ)	015	債権区分	私債権	債権名	賃貸地の原状回復遅延に伴う損害金
----	-----	----	------------	-------------	-----	------	-----	-----	------------------

1. 令和元年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標(=前年度までは「努力目標」)… 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの
(例)令和元年度修正目標=令和元年度当初に、平成30年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和元年度当初目標を修正したもの

過年度	—	現年度	—	合計(過年度+現年度)	—
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「—」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア =前年度ケ	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ウ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'+ウ'	ク' =カ'+ウ'	ケ' =ウ'- (エ'+オ')	キ'' =(エ+エ') ÷(ウ+ウ')	ク'' =(カ+カ') ÷(ア+ウ')	ケ'' =ケ+ケ'
A 平29 実績	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	—	—	0	—	—	0
B 平30 実績	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	—	—	0	—	—	0
C 令元 修正目標	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	—	—	0	—	—	0
D 令元 実績	0	0	0	0	0	0	—	—	0	22,309	0	0	0	0.0%	0.0%	22,309	0.0%	0.0%	22,309
E 令2 当初目標	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	—	—	0	—	—	0
F 令2 修正目標	22,309	0	22,309	22,309	0	22,309	100.0%	100.0%	0	22,309	22,309	0	22,309	100.0%	100.0%	0	100.0%	100.0%	0
G 令3 当初目標	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	—	—	0	—	—	0

3. 令和元年度決算見込における未収金実績の状況(区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権						合計		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮		⑯	
	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中 又は 納付交渉中のも	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中 又は 行方不明等で所在など調査中 又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のも	【強制公】 差押手中のもの 又は 交換手続中のも 又は 交換予定のもの 【非・私】 債務名義取得のため法的手続中のも	【強制公】 差押え後、交換手続中 又は 交換予定のもの 【非・私】 債務名義取得後、強制執行中 又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納契約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納契約により、分割納付中だが、回復を待つが、現在の分割納付額では、完納(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納契約を行ったが、未収金が残りの見込みがないもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納契約を行ったが、未収金が残りの見込みがないもの	【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が残りの見込みがないもの 【非・私】 債務名義取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等 又は 相続人調査後なお相続人未確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理 人から債務整理の委任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のも	債務者が破産 免責決定を受けたもの	【強制公】 法に基づく滞納処分停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	残高の合計 = 上記2のD (令元実績) のケ及びケ' ※ 残高の数字の 一致を確認の上、 ただし四捨五入 に伴う不一致の 場合は除く。 (その場合は、 不一致となった 合計欄のセルを 黄色く塗りつぶ して提出)	
過年度										0							0	0
現年度		1								22,309							0	22,309

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ → 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬)) → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

令和元年度 決算見込に おける 債務者数	1	人
令和元年度決算見込における 未収金残高(過年度+現年度)	22,309	円

4. 令和元年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	—	—
取組実績	—	—
課題	—	—
改善策	—	—

5. 令和2年度の取組内容 … 「1. 令和元年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和元年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	債務者の状況を聞き取り、そのうえで、納付交渉を進めていくなど、債権の徴収に努める。	—